イ　国際電話等（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）	
ロ　衛星移動通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第五号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）	
ハ　携帯電話における国際ローミングサービス（電気通信事業者と外国政府又は外国人若しくは外国法人との提携により、一方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において当該一方の当事者の携帯電話サービスの提供を受ける利用者が、他方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において、当該一方の当事者の携帯電話サービスを利用する場合に使用する移動端末設備と同様の移動端末設備を用いて、当該他方の当事者の音声伝送役務（その内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）又はデータ伝送役務の提供を受けることを可能とするサービスをいい、仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）を提供する電気通信事業者が提供するものを含む。）	
［一　略］	
様式第20（第26条関係）	
［略］	
［表略］	
注１　「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第１項の号の細分の別を記載すること。	
［２　略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（卸電気通信役務の提供に関する報告）	（卸電気通信役務の提供に関する報告）
第四条の九　［略］	**第四条の九**　［同上］
［２～６　略］	［２～６　同上］
７　第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	７　第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

事業者を除く。）が提供する電気通信役務にあつては、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）に関する提携を内容とする協定又は契約（以下この号において「協定等」という。）にあつては次の事項	
イ　電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地	
ロ　電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	
(1)　既に音声を伝送交換する機能について協定等を締結している相手方との間で、音声に影像を統合して伝送交換する機能を追加するために協定等の変更をしようとする場合であつて、当事者が取得し、又は負担すべき金額が音声を伝送交換する場合と同一であるか、又はこれを下回ることが明らかなとき。	
(2)　協定等の相手方が、特定の対地の区分において着信側の電気通信事業者を追加することに伴い、当該協定等の変更をしようとする場合であつて、当該区分において取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかなとき。	
(3)　(1)又は(2)に掲げる場合のほか、当事者が取得し、又は負担すべき金額が減少する場合（対地ごと、着信側の電気通信役務の種類ごと又は通信量ごとその他の区分により多数の区分を設けている場合にあつては、いずれの区分においても取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかなときに限る。）	
ハ　電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合	
［一　同上］	
様式第20（第26条関係）	
［同左］	
［表同左］	
注１　「電気通信役務の種類」には、電話又は総合デジタル通信サービスの別を記載すること。	
［２　同左］	